

(仮称) 新スケート・カーリング場整備事業者選定  
アドバイザー業務

提案説明書

令和7年(2025年)1月  
札幌市スポーツ局スポーツ部

## 1 業務名

(仮称) 新スケート・カーリング場整備事業者選定アドバイザー業務

## 2 業務の背景・目的

本業務は、「(仮称) 新スケート・カーリング場整備基本計画(案)」を踏まえ、デザインビルド方式(以下「DB」という。)による事業を実施するにあたり、事業発注に必要な関係書類の作成から契約締結までの事業者の選定手続きについて総合的な支援を行うものである。

## 3 業務の内容

別紙1「仕様書(案)」のとおり

なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、今後、提案内容や協議により変更する可能性がある。

## 4 企画提案を求める項目

別紙1「仕様書(案)」を参照のうえ、別紙2「評価項目及び評価基準表」に示す評価項目について、下記書類を作成すること。

(1) 類似業務実績

(2) 業務計画案

- ・業務スケジュール
- ・業務の実施体制
- ・業務従事者

(3) 企画提案書

- ・業務実施方針
- ・事業条件の整理において重要と考える事項(最大2つまで)及びその対応方法について  
事業条件の整理において特に重要となる事項を示し、どのような点に配慮して作業を進めていくのか、そのポイントや具体的な対応方法等を示すこと。
- ・事業者選定プロセスにおいて重要と考える事項(最大2つまで)及びその対応方

法について

本事業の実施方針、要求水準書、入札説明書等の作成、契約事項に係る調整など、DB 事業の事業者選定プロセスにおいて、特に重要と考える事項を示し、どのような点に配慮して事業を進行していくのか、そのポイントや具体的な対応方法について示すこと。

- ・その他業務全体を通して考えられる独自提案

## 5 予算規模

上限額は以下のとおりとする。なお、提案に際しては、年度ごとに当該上限額の範囲内で提案額を提示するものとする。

令和6年度： 0円

令和7年度：32,000千円

令和8年度：18,000千円

総額：50,000千円（消費税等相当額を含む）

上記金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

## 6 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

## 7 参加資格要件

札幌市競争入札参加資格者名簿に登録され、かつ、以下の全ての要件を満たした者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。

- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者に該当しない者であること。
- (6) 過去 10 年以内に、スポーツ施設における PPP/PFI 事業※に係る事業者選定業務の受注実績があること。※事業方式は、設計・建設を業務範囲に含むものを対象とする。

## 8 参加手続きに関する事項

### (1) 日程

日程は下記のとおり想定しているが、特別な事情の変化等が生じた場合は、日程や審査方法等を再検討する。

- ・ 企画提案の公募開始 令和 7 年 1 月 14 日(火)
- ・ 質問書の提出期限 令和 7 年 1 月 24 日(金)※
- ・ 質問書に対する回答 令和 7 年 1 月 28 日(火)
- ・ 参加意向申出書及び企画提案書等の提出期限 令和 7 年 2 月 4 日(火)※
- ・ 一次審査 令和 7 年 2 月 6 日(木)
- ・ 最終審査（ヒアリング） 令和 7 年 2 月 12 日(水)

※提出期限については正午必着とする。

### (2) 企画競争の参加に必要な書類の入手方法

「15 問合せ先（事務局）」の HP アドレスにアクセスし、必要な書類のデータをダウンロードすることにより入手すること。

### (3) 質問の受付及び回答

#### ア 質問書の送付

質問がある場合は、様式 1 に必要事項を記載のうえ、「15 問合せ先（事務局）」のメールアドレスに電子メールにより提出すること。

※タイトルは、「(会社名)」「(仮称) 新スケート・カーリング場整備事業者選定アドバイザー業務質問書」とする。

## イ 質問に対する回答

質問を受けた場合は、質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、札幌市ホームページで公表する。

## (4) 参加意向申出書及び企画提案書等の提出について

### ア 参加意向申出書

提出期限までに様式2に必要事項を記載のうえ、事務局へ持参又は郵送（書留郵便等配達状況を確認できるものに限る）により提出すること。

### イ 企画提案書等

提出期限までに「4 企画提案を求める項目」について、別紙3「企画提案書等の作成について」に基づき企画提案書等を作成し、事務局へ持参又は郵送（書留郵便等配達状況を確認できるものに限る）により提出すること。

## 9 企画提案の審査

企画提案は、本市の関係部局の職員からなる「(仮称)新スケート・カーリング場整備事業者選定アドバイザー業務に係る企画競争実施委員会」(以下、「委員会」という。)の審査において、最も優れた企画提案者を選定する。

### (1) 一次審査

- ・別紙2「評価項目及び評価基準表」により、提出書類による書類審査を行う。
- ・一次審査通過の企画提案は5件程度とする。
- ・一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に文書で通知する。
- ・応募件数が5件程度以下の場合は一次審査を省略し、企画提案者全員に別途連絡する。

### (2) 最終審査

- ・一次審査を通過した企画提案者に対し、別紙2「評価項目及び評価基準表」によりヒアリングによる審査を行う。
- ・出席者は業務責任者を含め、最大3名までとする。
- ・ヒアリングは1社(者)約30分(説明15分、質疑15分)を想定し、順次個別に行う。(一次審査の通過数により、1社(者)あたりのヒアリング時間は変わ

る可能性がある。)

- ・説明については、企画提案書等に基づいて行うこととし、資料の配布及びプロジェクター等の機器の使用は認めない。
- ・最低基準点は、委員会各委員の持ち点（100点）を合算した値（満点）の6割とし、最も点数の高い企画提案者を契約候補者として選定する。
- ・採点と同点の場合は、別紙2の審査項目における「3. 企画提案書」の評価が高いものを契約候補者として選定する。「3. 企画提案書」が同点の場合は、委員会の協議により選定する。
- ・なお、応募者が1件の場合、最終審査において最低基準点を超えていれば、最も優れた企画提案者として選定する。
- ・ヒアリングの詳細については、別途通知する。

### (3) 選定結果の通知方法

選定の結果は、一次審査を通過した企画提案者全員に対して文書により通知する。

## 10 契約

契約については、選定された契約候補者と委託者の間で詳細を協議のうえ、締結するものとし、その手続きは、札幌市契約規則を適用する。

なお、この協議により、企画提案内容の一部を変更することがある。また、契約候補者が「7 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合や契約候補者との協議が整わない場合は、委員会での審査において次点とされた者と交渉する場合がある。

## 11 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

## 12 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした者
- (2) 本説明書に定める手続以外の手法により、委員会の委員又は市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者
- (3) 本企画競争の手続期間中に指名停止を受けた者
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、本説明書等に定める手続、方法等を遵守しない者

### 13 著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 本市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案を本市が利用（必要な改変を含む）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 提案者は、本市に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画提案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

### 14 その他留意事項

- (1) 本企画提案に係る一切の費用については提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (4) 業務従事者一覧に記載された業務責任者は、市長が特別の理由があると認めた場

合を除き、変更することができない。

- (5) (仮称) 新スケート・カーリング場整備基本計画 (案) については、札幌市公式ホームページ (下記 URL) から確認することができる。

<https://www.city.sapporo.jp/sports/sisetsu/skate-curling/keikaku.html>

- (6) 本業務の受託者 (協力会社等を含む) 及びこの者と資本・人事面において関連があると認められた者は、今後発注予定の新スケート・カーリング場整備事業に係る DB 業務への応募または参画及びこれらの者のコンサルタント等となることを認めない。※「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしているものをいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

## 15 問合せ先 (事務局)

〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 1 丁目 1 番地 7 ORE 札幌ビル 9 階  
札幌市スポーツ局スポーツ部スポーツ都市推進課 (施設整備担当)

TEL : 011-211-3077 FAX : 011-211-3048

HP アドレス :

<https://www.city.sapporo.jp/sports/keiyaku/documents/ippan2024/proposal3.html>

メールアドレス : sports-shisetsuseibi@city.sapporo.jp